

鉄道分野特定技能協議会 運営規程

国鉄技 第 16 号
令和 6 年 8 月 14 日

鉄道分野特定技能協議会規約第 9 条に基づき、本運営規程を定める。

(入会の届出)

- 第 1 条 鉄道分野特定技能協議会規約（以下「規約」という。）第 8 条第 1 項に規定する届出は、国土交通省鉄道局技術企画課まで、特定技能所属機関にあっては第 1 号様式を、登録支援機関にあっては第 2 号様式をメールで送付することにより行うこととする。
- 2 規約第 8 条第 3 項に規定する回答は、国土交通省鉄道局技術企画課によりメールで送付することにより行うこととし、入会を認める場合は併せて登録番号を通知する。

(変更の届出)

- 第 2 条 規約第 8 条第 2 項に規定する届出は、国土交通省鉄道局技術企画課まで、特定技能所属機関にあっては第 3 号様式を、登録支援機関にあっては第 4 号様式をメールで送付することにより行う。
- 2 前項の届出を受理した場合、国土交通省鉄道局技術企画課はその旨をメールで送付する。

(構成員資格の証明)

- 第 3 条 規約第 8 条第 4 項に規定する書面の発行を受けようとする者は、特定技能所属機関にあっては第 5 号様式を、登録支援機関にあっては第 6 号様式を国土交通省鉄道局技術企画課までメールで送付することにより申請を行うこととする。
- 2 前項の書面の発行は、国土交通省鉄道局技術企画課においてメールで送付することにより行う。

(退会の届出)

- 第 4 条 規約第 8 条第 5 項に規定する届出は、特定技能所属機関にあっては第 7 号様式を、登録支援機関にあっては第 8 号様式を国土交通省鉄道局技術企画課までメールで送付することにより行う。
- 2 前項の届出を受理した場合、国土交通省鉄道局技術企画課はその旨をメールで送付する。

(情報の公表)

- 第 5 条 協議会の資料は、個人情報保護等の措置が必要な場合を除き、原則公表する。

(書類の保存及び処分)

- 第 6 条 協議会に関する届出その他の書類の保存期間は、3 年とする。
- 2 前項の保存期間は、取得又は作成の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算する。

(構成員の遵守事項)

第7条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 特定技能外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。
 - 二 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守すること。
 - 三 他の機関に雇用されている特定技能外国人又は技能実習生に対する引き抜き又はその幫助を行わないこと。
 - 四 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合、協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請に従うこと。
 - 五 技能実習2号を良好に修了していない等、技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないこと。
 - 六 協議会の定める届出を適切に実施すること。
 - 七 協議会の行う調査等に対して必要な協力を実施すること。
- 2 協議会は、その決議により、前項の事項を遵守しない特定技能所属機関等を退会させることができる。